

(資料の提出等の要求)

第八条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(評価結果に係る意見申立ての機会の付与等)

第九条 委員会は、国立大学法人第三十一条の二第一項に規定する同項各号に定める事項に関する評価の結果について、同法第三十一条の三第三項の規定により通知をする前に、当該評価の対象となつた国立大学法人及び大学共同利用機関法人に意見の申立ての機会を付与するものとする。

2 委員会は、前項の規定により意見の申立ての機会を付与された国立大学法人又は大学共同利用機関法人から意見の申立てがあつた場合には、当該意見を当該評価の結果と併せて国立大学法人法第三十一条の三第三項の規定により通知をし、及び同条第四項の規定により公表をするものとする。

(庶務) 第十条 委員会の庶務は、文部科学省高等教育局国立大学法人支援課において総括し、及び処理する。

第十一条 委員会の庶務は、文部科学省研究振興局大学研究基盤整備課において処理する。

第十二条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮つて定める。

附 則 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則 (平成二一年三月三一日政令第六九号) 抄

(施行期日) 1 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年三月一八日政令第七四号) 抄

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年八月三日政令第二七三号) 抄

この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第一条中国立大学法人法施行令第二十二条第一項第二十五号及び第二十三条第二項の表の改正規定は公布の日から、第一条の規定は平成二十八年十月一日から施行する。

附 則 (令和元年九月一一日政令第九七号) 抄

(施行期日) 1 この政令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 (令和三年九月二十四日政令第二五九号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、令和三年十月一日から施行する。